

て、給湯・暖房などを行うエネルギー供給プラント)への補助が、投資の25%, 3000クローネ/kWまでで行われている。

また、環境税として、1991年に二酸化炭素税、硫黄税、1992年に窒素酸化物課徴金が導入された。エネルギー税と二酸化炭素税はすべての燃料にかかるが、バイオ燃料等は除かれている。

農業政策では、1990年の農政改革において、転換支持の対象として「1年生のエネルギー作物」が認められ、植林等の設置支持が設けられた。1995年のEU加盟後は、エネルギー林は、セットアサイド耕地についての面積補償支払いに当たるとともに、エネルギー林の設置支持が、5000クローネ/ha(支払最低額は2000クローネ)で行われている。

2. イギリス

イギリスにおいてはエネルギー作物として、短期伐採林(Short Rotation Coppice)とよばれるヤナギまたはポプラが考えられている。スウェーデンと同様、Arable Area Payment SchemeにおいてSRC等をセットアサイドで栽培することが認められるとともに、Woodland Grant SchemeにおいてSRCの設置補助金が利用可能であり、プラントのあるEggboroughから40マイル以内では同補助金の地域的追加がなされる。SRCは、WGS実績で1999/2000年が422ha、1991/92年からの累計で982haとなっている。なお、2001年からはWGSにかわり、イングランド農村開発計画の中のEnergy Crops Schemeにおいて、SRCの設置、ススキ(miscanthus)の設置等に対して補助金が提供される。

エネルギー作物は現段階では限定的なものに過ぎないが、今後、可能性のある資源である。①バイオマスのエネルギー利用の経済的費用、②政策手法の効果、③エネルギー利用転換の政治的背景の検討が今後の課題である。

第1843回(3月6日)

農村の結婚問題

——農村の配偶者対策の現状——

(日本青年館結婚相談所) 板 本 洋 子

平成10年の農林水産省報告によれば農村の配偶者問題は社会的問題として深刻化しているとし、農村地域の未婚者の性別構成が概ね30歳以上で女性1人に対し男性3人というアンバランスな状況と、農業従事者が他産業に比べ30代後半の未婚者が多いことを報告している。

こうした現象は昭和40年代から進行しているとみられる。日本青年館が昭和55年に首都圏男女の出会い支援を柱に結婚相談事業をスタートしたが、同時に農村の結婚難の声が多量寄せられ、農村の出会い事業も開始させたが農村では行政や農業団体を中心に「結婚相談員の仲介活動」「男女の交流会」「結婚講座」「外国人花嫁の導入」などが配偶者対策の主たる活動であると把握した。しかし、こうした直接的な結婚対策も成婚率からみると成果は得られず閉塞状況にあり農村地域の悩みは大きい。各市町村や結婚相談員の挙げる問題は主に①結婚に対する行政の対応のあり方。②結婚相談員の限界と役割。担当者の行き詰まりと新たな方向性や対策が見出せないでいる。さらに③若者の結婚観や男女の関係の変化と対応。④女性の農業に対する嫌悪感。つまり現代若者の価値観の変化や、とりわけ女性の社会的自立からくる結婚観の変化への戸惑いが大きい。そして⑤未婚男性の消極性への対応。男性に何をアドバイスし、どう自信を持たせるか困惑していることなど全国の共通課題になっている。

現状の結婚対策が男性のために女性を地域に引き入れる形が続くなら、生き方の選択として農村に向かう女性の意識を把握する必要がある。結婚相談所が実施した調査や様々な事業を通じ女性が多様な関心を農村に向けていることを感じる。その①は「男女の交流会」に参加する都会女性の多くは、都会の働き方や生活に閉塞感があり、気分を変えるために参加することが多い。彼女たちは農業より主婦として家族を支え子育て環境としての農村に関心を寄せる。②として農業そのものに関心をもつ女性も多い。農業実習に参加しても就

農するには「嫁」になることで解決されることに不満を持つ。③は文化的創造活動のステージとして農村に入る女性である。例えば織物、食、陶器、生物育成などへの関心である。④は田舎体験である。グリーン・ツーリズムやエコ・ミュージアム、ワーキング・ホリデーへの対象になりうる女性たちである。

農村への関心の多様性は女性だけでなく、ファミリーや男性も含む。こうした関心に向け農村がどんな入り口を用意できるのかが農村側に問われる。つまり結婚難を乗り越える可能性として女性が自立的農業経営に参画したり、文化的活動を維持し技術向上できる仕組みを用意する必要がある。また「嫁」「女性」から「個」の生き方を保障する意識も含め農村の可能性を掘り起こすことが農村の持続的発展につながると思われる。

第1844回（3月13日）

共通テーマ 「都市と農村の交流」

（農政調査委員会）池 本 良 教
（全国農協中央会）今 尾 和 実
（農林中金総研）根 岸 久 子

第1報告「農村への移住」（池本良教）では、「暫定居住」という概念を鍵に、都市農村交流や都市住民の農村への移住における条件と課題が論及された。「暫定居住」という概念は、国土庁・農村整備懇談会によって提起されたものであり、「多自然居住地域」を創造するため、農村回帰促進や広域的整備推進を図っていくための重要な契機として位置づけられる。具体的には、①市民農園や学童農園、グリーンツーリズムなど交流の展開としての農村体験、②別荘・空き家利用の農村暫定居住、長期の農村留学、③Uターン就農者、新規就農者の定住といった形で、様々な活動を契機としつつ、交流の継続化や最終的には長期的な滞在、定住に結び付けていくことが期待されている。報告では、農村における「暫定居住」の今日的な姿を例示すると共に、こうした「暫定居住」

を進めていく場合の制度・政策的な課題が指摘された。特に、暫定居住者を定着させていく上での受け皿づくりに関わる課題として、集落のNPO法人化も視野に入れた組織対策と、暫定居住者に対する税制面での優遇措置の可能性が論じられた。

次に、第2報告の「農協における学童農園とグリーンツーリズムの取り組み」（今尾和実）では、平成9年JA全国大会決議に基づいて開始された「次世代・消費者・アジアとの3つの共生運動」の一貫として取り組まれた「学童農園の斡旋・管理運動」に関して、その現状や今後の方向性が論じられた。全国のJAの取り組み状況に関しては、全中が平成12年度末に行った全国アンケート調査の結果に基づいている。この調査結果によれば、平成11年度における実施JA数および実施割合は444JA（29.3%）と、前年の361JA（24.1%）より5ポイント程度増大し、取り組みが拡大していることが明らかになった。こうした拡大の背景には、学校教育課程における「総合学習」の導入の動きが関わっていると考えられる。また今後の課題としては、この学童農園活動の中で、地産地消の推進や学校給食への地元食材の提供、環境にやさしい農産物の生産、日本型食生活推進などの要素をいかに組み合わせっていくかという点が重要となる。こうした学童農園への取り組みが進められる一方で、定年前後の高齢者を対象とした「農業スクール」の開催も各地で取り組んでおり、「農」への関心の高まりに積極的な対応を行っている。

第3報告「学校給食の現状と課題」（根岸久子）では、学校給食の現状として学校給食の実施状況と学校給食が抱えている諸問題を指摘した上で、食農教育機会としての学校給食の意義について論じられた。学校給食は、食材市場としては4,500億円の市場規模を有し、農業全体にとっても無視できない規模を有しているが、学校給食運営の合理化が様々な形で進められる中で、食農教育や地産地消とは逆行する傾向も見受けられる。しかし、学校給食は、食と農の結節点であり、学校給食を地域における絶好の食農教育の機会として位置づけていこうとする先駆的な取り組みも、福島県熱塩加納村や東京都日野市、品川区、千葉県成田市などで見られる。そして最近では文部省においても、学校給食を食農教育機会として重視し、社会科教育の中で位置づけていこうとする動きが見ら